

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(高松市指定 第3770101404号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1	事業者	2
2	事業所の概要	2
3	事業実施地域及び営業時間	2
4	職員の配置状況	3
5	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6	苦情の受付について（契約書第21条参照）	6

1 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 楽生会 |
| (2) 法人所在地 | 香川県高松市屋島西町2277番地1 |
| (3) 電話番号 | 087-841-2220 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 木村 良子 |
| (5) 設立年月 | 平成12年10月10日 |

2 事業所の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所
平成13年4月1日指定 香川県3770101404号
※当事業所はケアハウス屋島に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 社会福祉法人楽生会が設置する指定通所介護事業所において要介護状態等となった利用者が、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | 屋島デイサービスセンター |
| (4) 事業所の所在地 | 香川県高松市屋島西町2277番地1 |
| (5) 電話番号 | 087-844-8231 |
| (6) 事業所長（管理者）氏名 | 古川 正吾 |
| (7) 当事業所の運営方針 | ①当事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
②利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
③利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その目標を設定し計画的に行う。
④居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町とも連携し総合的なサービスの提供に努める。 |
| (8) 開設年月 | 平成13年4月1日 |
| (9) 利用定員 | 30人 |

3 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 高松市（ただし塩江町、香川町、香南町、国分寺町、島しょ部を除く） |
| (2) 営業日及び営業時間 | |

営業日	毎週月曜日～土曜日 ((ただし、ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始休暇の各連続8日間を除く毎日。(平成14年度においては4月28日～5月5日、8月11日～8月18日、12月29日～1月5日を除く。平成15年度以降については別途連絡いたします。))
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9時30分～16時40分

4 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、利用日に以下の職種の職員を配置しています。

職種	勤務体系	保有資格	人数
1. 管理者	兼務	准看護師	1名
2. 生活相談員	常勤	社会福祉主事	1名
3. 介護職員	常勤	介護福祉士・初任者研修 認知症介護基礎研修	4名以上
9. 看護職員兼機能訓練指導員兼介護職員	兼務	看護師2名准看護師2名	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8:30～17:30
2. 生活相談員	勤務時間 8:30～17:30
3. 看護職員	勤務時間 8:30～17:30 ※原則として1名の看護職員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	勤務時間 8:30～17:30 (兼務)
5. 介護兼生活相談員	勤務時間 8:30～17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照) ※

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常9割、8割もしくは7割) が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事 (居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。但し、食費は別途いただきます。)

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間)

12:00～13:00

②入浴

・入浴を行います。車椅子の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・ご利用者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

⑤送迎サービス

・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域以外からのご利用の場合は、所定の送迎費用（6ページ参照）をご負担いただきます。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）記載は1割負担で表記しています。2割の場合自己負担額は2倍、3割の場合は3倍になります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	6672円	7878円	9126円	10373円	11640円
2. うち、介護保険から給付される金額	6004円	7090円	8213円	9335円	10476円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	668円	788円	913円	1038円	1164円

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

※ご利用者が入浴をされた場合は下記のサービス利用料金から介護保険給付額を除いた額(自己負担額)をお支払いいただきます。

1. サービス利用料金	400円	550円
2. うち、介護保険から給付される金額	360円	495円
3. 自己負担額(1-2)	40円	55円

※ご利用者が機能訓練を受けられる場合は下記のサービス利用料金から介護保険給付額を除いた額(自己負担額)をお支払いいただきます。

1. サービス利用料金	560円	860円
2. うち、介護保険から給付される金額	504円	774円
3. 自己負担額(1-2)	56円	86円

※ご利用者が口腔機能向上サービスを受けられる場合は下記のサービス利用料金から介護保険給付額を除いた額(自己負担額)をお支払いいただきます。

1. サービス利用料金	1521円
2. うち、介護保険から給付される金額	1369円
3. 自己負担額(1-2)	152円

※サービス提供体制強化加算

1. サービス利用料金	60円
2. うち、介護保険から給付される金額	54円
3. 自己負担額(1-2)	6円

※送迎減算(片道)同一建物減算×2

1. サービス利用料金	-470円
2. うち、介護保険から給付される金額	-423円
3. 自己負担額(1-2)	-47円

※処遇改善加算Ⅰ所定の率(5.9%)を乗じた額

※介護職員等ベースアップ等支援加算 所定の率(1.1%)を乗じた額

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照) ※

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供(食費)

ご利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1回あたり730円

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金を頂きます。

通常の事業の実施地域を越える地点から1kmにつき 20円

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただけます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用の内、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代130円 パッド代40円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用はサービス利用終了時にお支払いいただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の食事代 (730円)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

(5) サービスの利用に当たっての留意事項

利用者が指定通所介護の提供を受ける場合に、利用者側が留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練室を利用する場合は、職員の指示に従うこと。

(2) 入浴等の際、体調が悪いときは申し出ること。

(6) 緊急時における対応方法

指定通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医へ連絡を行う。

(7) 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年2回
 - ②利用者を含めた総合訓練……………年2回
 - ③非常災害用設備の使用法の徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

6 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）古川 正吾

○苦情解決責任者 木村 良子

受付時間 月曜日～土曜日（9：00～17：00）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高松市役所 介護保険担当課	所在地 香川県高松市番町1丁目8番15 電話番号 087-839-2326 受付時間 9：00～17：30
国民健康保険団体連合会	所在地 香川県高松市福岡町2丁目3番2号

	電話番号 087-822-7431 受付時間 9:00~17:30
香川県運営適正化委員会	所在地 香川県高松市番町1丁目10番35号 電話番号 087-861-1300 受付時間 10:00~16:00

年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

屋島デイサービスセンター

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

保証人 氏名

(続柄)